児童手当

全ての市町村

高校生年代までのお子さんを養育されている方に支給されます。（R6.10月（R6.12支給分）から）

対象者・要件

対象

高校生年代（※）までのお子さんを養育している方

※高校生年代までとは、18歳に達する日以後の最初の３月31日までのことをいいます。

要件

- 児童が日本国内に住んでいる場合に支給されます。　（ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- （ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- 児童が児童養護施設等に入所している場合や里親などに委託されている場合は、施設の設置者や里親などに支給されます。

事業内容

支給額（児童１人あたり、月額）

０～３歳未満　　15,000円（第3子以降は30,000円）

３歳～高校生年代まで　10,000円（第3子以降は30,000円）

申請先・問い合わせ先

上市町　　福祉課

上市町湯上野1176番地

連絡先：076-472-1111（代表）